

2025 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名	株式会社オリエントコーポレーション
代 表 者	代表取締役社長 梅宮 真 (コード番号: 8585、東証プライム)
問合せ先	財務部IR室長 中島 智紀 (TEL. 03-5877-1111)

株式給付信託（J-ESOP-RS）の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、当社の管理職である一部の従業員（以下「対象従業員」といいます。）に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP-RS）」（以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）を導入することにつき決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 導入の背景

当社は、既に当社の取締役（非業務執行取締役及び社外取締役並びに監査等委員である取締役を含みます。以下、断りが無い限り同じとします。）及び執行役員（以下、取締役と併せて「取締役等」といいます。）を対象に、「株式給付信託（BBT-RS（=Board Benefit Trust-Restricted Stock））」を導入しております。当該制度は、取締役（非業務執行取締役及び社外取締役並びに監査等委員である取締役を除きます。）及び執行役員の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、また、非業務執行取締役及び社外取締役並びに監査等委員である取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にすることで、監査又は監督を通じた中長期的な企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

今般、対象従業員に対しても株式を給付する本制度を導入することで、取締役等と対象従業員が一般となって株主の皆様と同じ目線に立ち、中長期的な企業価値向上に対するインセンティブを高めることを目的として、本制度を導入することといたしました。

2. 本制度の概要

本制度は、米国の ESOP（Employee Stock Ownership Plan）制度を参考にした信託型のスキームであり、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の対象従業員に対し当社

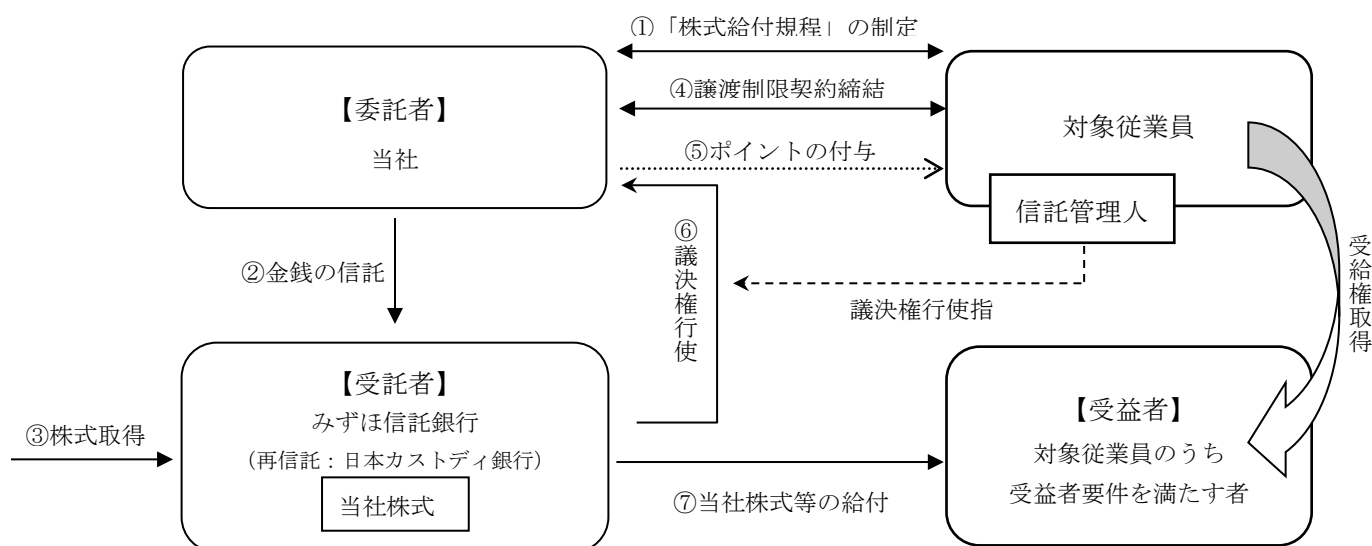
株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を給付する仕組みです。

当社は、対象従業員に対し当社の業績等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付します。なお、対象従業員が在職中に当社株式の給付を受ける場合、対象従業員は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で譲渡制限契約を締結することとします。これにより、対象従業員が在職中に給付を受けた当社株式については、当該対象従業員の退職までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

対象従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、対象従業員の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

【本制度の仕組み】



- ① 当社は、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、「株式給付規程」に基づき対象従業員に将来給付する株式を予め取得するために、みずほ信託銀行（再信託先：日本カストディ銀行）に金銭を信託（他益信託）します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 対象従業員は、当社との間で、在職中に給付を受けた当社株式について、当該対象従業員の退職までの間、譲渡等による処分が制限される旨、及び一定の当社による無償取得条項等を含む譲渡制限契約を締結します。
- ⑤ 当社は、「株式給付規程」に基づき対象従業員にポイントを付与します。
- ⑥ 本信託は、信託管理人の指図に基づき議決権を行使します。
- ⑦ 本信託は、対象従業員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、対象従業員が「株式給付規程」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、退職時に当社株式の時価相当の金銭を給付します。

3. 本信託の概要

- (1) 名称 : 株式給付信託 (J-ESOP-RS)
- (2) 委託者 : 当社
- (3) 受託者 : みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者 : 株式会社日本カストディ銀行)
- (4) 受益者 : 従業員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- (5) 信託管理人 : 当社の従業員から選定
- (6) 信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
- (7) 信託の目的 : 株式給付規程に基づき信託財産である当社株式等を受益者に給付すること
- (8) 本信託契約の締結日 : 2025 年 6 月 6 日
- (9) 金銭を信託する日 : 2025 年 6 月 6 日
- (10) 信託の期間 : 2025 年 6 月 6 日から信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

4. 本信託における当社株式の取得内容

- (1) 取得する株式の種類 : 当社普通株式
- (2) 株式の取得資金として信託する金額 : 122,000,000 円
- (3) 取得株式数の上限 : 120,150 株
- (4) 株式の取得方法 : 取引所市場より取得
- (5) 株式の取得期間 : 2025 年 6 月 6 日から 2025 年 6 月 20 日 (予定) まで

以 上